

市民の皆さまへ（市長メッセージ）

5月4日、「改正新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「法」という。）に基づき、全都道府県を対象に「緊急事態措置を実施すべき期間」が5月31日まで延長され、県においても「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が変更されました。

本市における感染状況を見ると、4月27日から5月3日までの1週間における新規感染者数（確定日別）が15名とその前の週の66名から大きく減少しているほか、その感染経路が判明しています。

これまでの市民・事業者のみなさまの外出自粛の取り組みに感謝申し上げますとともに、引き続き気を緩めることなく、極力8割の接触削減に向けた、これまでの感染拡大の防止の取組みについて、引き続きご協力をお願いいたします。

一 不要不急の外出自粛を引き続きお願いいたします。事業者の皆さんにおかれましても、職場の出勤について、更なる在宅勤務やローテーション勤務などの推進に協力をお願いします。

一 厳しい状況におかれている事業者の皆さんを支援するため、既存の支援策に加え、休業要請事業者経営継続支援事業を、県市協調し速やかに実施できるよう、事業者に対して広報してまいります。

一 市立学校園については、既定の方針どおり、5月31日まで臨時休業を継続するとともに、休業中の家庭学習を支援する取り組みをさらに強化していきます。

一 患者、感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権に配慮するとともに、憶測やデマなどに惑わされないよう、冷静な対処をお願いします。

市民・事業者のみなさまには、ご自身を守るためにも、大切な方を守るためにも、現場の最前線に立つ医療従事者の方々を守るためにも、感染拡大防止に向け、引き続き、あらゆる努力を行っていただきますよう、心からお願い申し上げます。

令和2年5月5日

神戸市長 久元 喜造